

小松島市防災士資格取得支援補助金について

本市では、防災士の資格取得に係る必要経費について、防災士資格取得試験を合格し、防災士認証登録を受けた方に、一部費用の補助を行っています。

当補助金の、対象者については以下の要件を満たす方となります。

【小松島市防災士資格取得支援補助金交付要綱（第3条抜粋）】

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、本市に住所を有するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

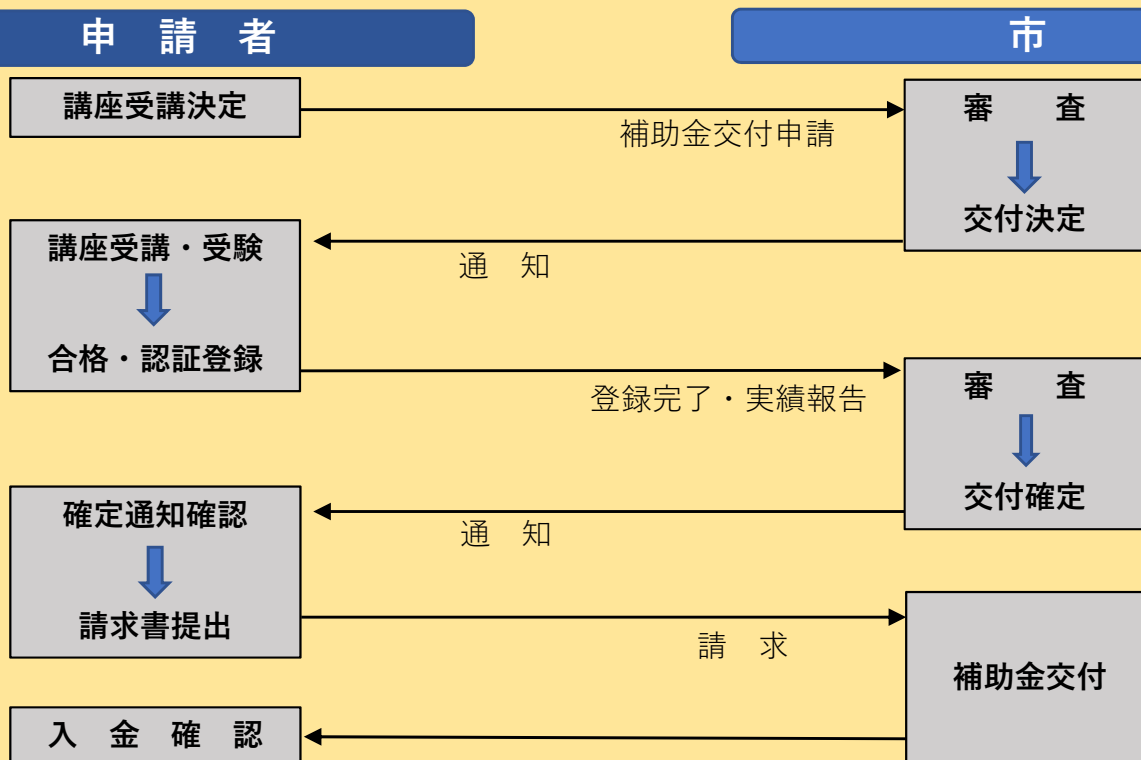
- (1) 防災士の資格を取得しようとするもの
- (2) 防災士の資格取得後、本市の防災士名簿に登録し、本市が実施する施策等に協力するもの
- (3) 防災士の資格取得後、市内の自主防災組織で継続的に活動する者、又は市と協力して自主防災組織の結成促進に努めるもの
- (4) 防災士の資格を有する旨の情報を市長が市内の自主防災組織等に提供することに同意する者
- (5) 交付申請を行う年度内に防災士認証登録を受けることができる者
- (6) 防災士の資格取得に関し、他の補助による支援を受けていない者



【補助金の対象経費について】

- 防災士機構が発行する防災士教本の代金
- 防災士機構が行う防災士資格取得試験の受験料
- 防災士認証登録料

～補助金交付までの流れ～



※詳しい手続き等については下記までお問い合わせください